

IPネットワーク設備委員会第5次報告(案)に 対する主な意見及び対応の方向性について

令和3年8月31日
事務局

「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 第五次報告(案)」 についての意見募集の結果

1

意見募集期間：令和3年7月9日（金）から8月10日（火）まで

意見提出者数：計19者（法人等：17者、個人：2者）

受付	意見提出者
1	個人A
2	日本システムアドミニストレータ連絡会
3	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス
4	個人B
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	パロアルトネットワークス株式会社
7	楽天モバイル株式会社
8	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
9	株式会社NTTドコモ
10	東日本電信電話株式会社

受付	意見提出者
11	西日本電信電話株式会社
12	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社
13	ZVC Japan株式会社
14	KDDI株式会社
15	スカパーJSAT株式会社
16	JCOM株式会社
17	一般社団法人 日本インターネット プロバイダー協会
18	法人C
19	株式会社セールスフォース・ドットコム

報告(案)の内容に変更を伴う意見

重要インフラ分野に提供される通信サービス・
ネットワークに関する報告制度の在り方

(四半期報告関係) P3

(速やかな報告関係) P5

自然災害を原因とする通信事故等に関する
報告制度の在り方 P8

サイバー攻撃を原因とする通信事故等に関する
報告制度の在り方 P9

重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方 (四半期報告関係)

主な意見

- ① 「四半期報告事故が発生した際、重要インフラサービス障害の有無に関わらず、直接の影響を受けた重要インフラ事業者の数を報告する」点について、重要インフラ分野事業者が取り扱う情報やサービスは機密性が高く、その利用形態・提供状況などを通信事業者において把握することが困難【(株)NTTドコモ】
- ② 重要インフラ事業者の複数の部署がクラウドサービス事業者のサービスを利用している場合であります、それらすべてが重要インフラ業務に使われているとは限りません。例えば人事や社員の福利厚生など、重要インフラ業務以外でクラウドサービスを利用することがあります。【(一社)日本インターネットプロバイダ協会】
- ③ お客様が個人名で契約されるような場合、その用途が結果的に重要なインフラに利用されているなどは、当社側からは把握できないケースも考えられます。【JCOM(株)】
- ④ 障害のあった装置に収容されている通信回線の契約名義で件数を集計するとした場合、通信回線の契約名義では、重要インフラサービスに利用されているかは判別できない(事務用での利用の場合や、重要インフラ分野事業者と契約するシステムベンダ名義の場合がある)ことから、真に重要インフラサービスを提供する事業者数として有効な件数を把握することが困難です。【東日本電信電話(株)】
- ⑤ 四半期報告に際し影響を受けた利用者数の報告は障害のあった装置に収容されている通信回線の契約名義でお客様を判別しますが、契約名義からは重要インフラ分野事業者様が当該回線を事務用に利用されているのか、重要インフラサービスに利用されているかを通信事業者単独では判別できない【西日本電信電話(株)】
- ⑥ 故障のあった装置に収容されている通信回線の契約名義で件数を集計するとした場合、通信回線の契約名義では、重要インフラサービスに利用されているかは判別できない【NTTコミュニケーションズ(株)】

重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方 (四半期報告関係)

意見に対する考え方

四半期報告を行う際、影響のあった重要インフラ事業者の数を全て報告するのではなく、当該重要インフラ事業者に専用役務を提供しているなど、重要インフラサービス向けにサービスを提供していることが把握可能な場合は報告することとする。

報告(案)の修正

原案	修正案
<p>具体的には、通信事業者において、四半期報告事故が発生した際、当該事故による重要インフラサービス障害の発生の有無にかかわらず、当該事故による直接の影響を受けた事業利用者に重要インフラ分野事業者が含まれる場合は、当該重要インフラ分野事業者の数を報告することとすることが適当である。</p>	<p>具体的には、通信事業者において、四半期報告事故が発生した際、当該事故による重要インフラサービス障害の発生の有無にかかわらず、当該事故による直接の影響を受けた事業利用者に重要インフラ分野事業者が含まれ、かつ当該重要インフラ事業者に専用役務を提供しているなど、重要インフラサービス向けにサービスを提供していることが把握可能な場合は、当該重要インフラ分野事業者の数を報告することとすることが適当である。</p>

重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方 (速やかな報告関係)

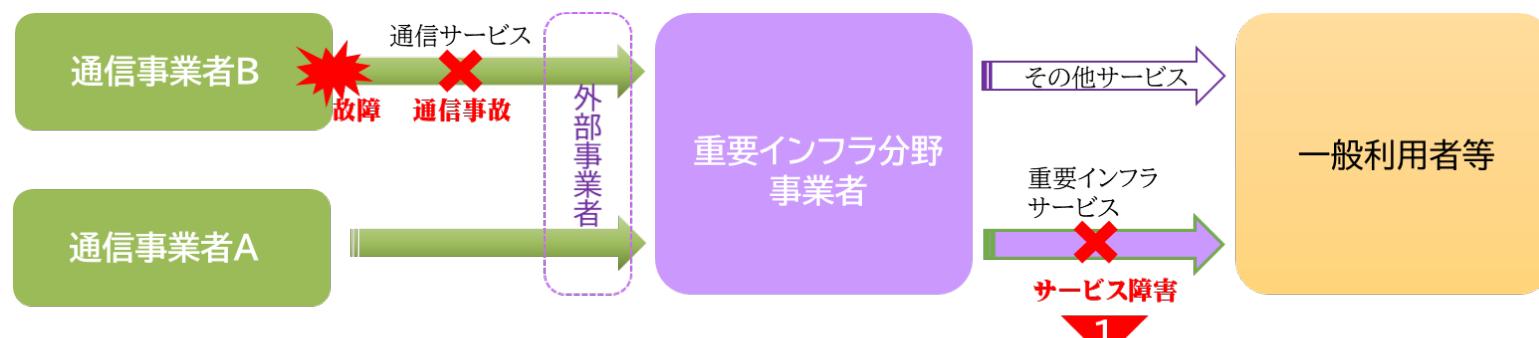
主な意見

- ① 通信事故発生時の企業間連携により、所管省庁への報告状況把握に最大限努めることといたしますが、先方から所管省庁へ報告する義務があるため故障原因・再発防止策を求められる等の情報が把握できる場合などを除き、その全てを掌握することは困難と考えます。【(株)NTTドコモ】
- ② 通信事業者が重要インフラ分野事業者の所轄官庁への報告については、重要インフラ分野事業者からの説明が無いと把握することができないこと、また把握出来た場合においても、お客さまである重要インフラ事業者に、御省へ報告を行う旨の許可を得る必要があり、重要インフラ事業者側の機密性等により、必ずしも許可が頂け無い事が想定されます。【東日本電信電話(株)】
- ③ 重要インフラ分野事業者の所管省庁への報告は、重要インフラ分野事業者との情報無しでは通信事業者が把握できないこと、把握出来た場合においても、重要インフラ分野事業者側の機密性等により、必ずしも通信との因果関係を説明頂け無い事も想定されることについて、今後の事故報告・検証制度の検討の中でご配慮いただきたいと存じます。【西日本電信電話(株)】
- ④ 通信事業者が重要インフラ分野事業者が所轄官庁へ報告される事について、重要インフラ分野事業者からの説明が無いと把握することができないこと、また把握出来た場合においても、お客さまである重要インフラ事業者に、御省へ報告を行う旨の許可を得る必要があり、重要インフラ事業者側の機密性等により、必ずしも許可が頂け無い事が想定されます。【NTTコミュニケーションズ(株)】
- ⑤ 事故対応に注力する中、両事業者間でどの程度速やかな連携が取れるか懸念がありますので、制度化の際に以下の点について具体的な指針を示していただくことを希望します。
 - ・重要インフラ分野事業者が所管省庁へ報告する制度を、通信事業者が事前に把握できること
 - ・「速やかに報告」について、報告期限および報告方法の明確化【スカパーJSAT(株)】

重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方 (速やかな報告関係)

意見に対する考え方

電気通信事業者が自発的に報告を行うのではなく、重要インフラ分野事業者が所管省庁に報告を行い、その旨が公表された場合又は所管省庁から総務省に求めがあった場合に報告を行うこととする。



重要インフラ分野事業者が所管省庁に障害の報告を行った旨が公表
重要インフラ所管省庁から総務省に対し情報提供の求め

重要インフラ分野事業者において、
重要インフラ分野における事故報告制度に基づき、
所管省庁に対して重要インフラサービス障害を報告

通信事業者Aにおいて、
通信サービス障害の概要について、総務省に速やかに報告

総務省において、次の事項(例)を総合的に勘案しつつ、重大事故か否かを判断

- 重要インフラサービス障害における通信事故の起因性の有無や程度
(重要インフラ事業者における他通信事業者の通信サービス等を利用した冗長化の有無、通信事故の継続時間等)
- 通信事故に係る通信サービスの種類(専用役務、IP-VPN等)や提供条件(SLA等)
- 通信事故の影響をうけた重要インフラ分野事業者の種別(放送、行政、金融、運輸、電力等)や事業者数(契約法人数等)
- 通信事故の影響を受けた重要インフラサービスの内容(業務等)
- 当該サービス障害による被害状況(影響利用者数、重要インフラサービス障害の継続時間等)

重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方 (速やかな報告関係)

報告(案)の修正

原案	修正案
<p>次に、上記のうち重要インフラサービス障害が発生した場合については、総務省への速やかな報告が行われ、重要インフラに提供される通信サービス・ネットワークの通信事故に関する的確な観察や迅速な情勢判断等によるOODAループ的な対応を可能とするため、総務省においては、所要の制度改正を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、次の考え方によることとし、今後、総務省において、具体的な報告事例を積み重ねつつ、通信事業者における報告にあたっての予見可能性や公平性を確保する観点から、事故GL等により判断基準の具体化・明確化を図っていくことが必要である。</p> <p>1) 通信事故の報告制度と同様、他の重要インフラ分野においても、利用者利益の保護のため、各業法に基づく重要インフラサービス障害又はその兆候に関する報告制度がある。そこで、当該制度等に基づき重要インフラ分野事業者が当該障害等を所管省庁に報告した場合において、通信事業者が、当該重要分野インフラ事業者やその重要インフラサービスのシステム・ネットワーク開発・保守運用等に関する外部事業者等との間で、次の点がいずれも確認できる場合には、総務省に対して速やかに報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要インフラ分野事業者が所管省庁に対して重要インフラサービス障害等を報告したこと、又は、その報告の必要があること ●当該サービス障害の原因が自らの通信事故に関係すること 	<p>次に、上記のうち重要インフラサービス障害が発生し、<u>その旨が公表された場合又は所管省庁から総務省に求めがあった場合</u>については、総務省への速やかな報告が行われ、重要インフラに提供される通信サービス・ネットワークの通信事故に関する的確な観察や迅速な情勢判断等によるOODAループ的な対応を可能とするため、総務省においては、所要の制度改正を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、次の考え方によることとし、今後、総務省において、具体的な報告事例を積み重ねつつ、通信事業者における報告にあたっての予見可能性や公平性を確保する観点から、事故GL等により判断基準の具体化・明確化を図っていくことが必要である。</p> <p>1) 通信事故の報告制度と同様、他の重要インフラ分野においても、利用者利益の保護のため、各業法に基づく重要インフラサービス障害又はその兆候に関する報告制度がある。そこで、当該制度等に基づき重要インフラ分野事業者が当該障害等を所管省庁に報告した場合において、通信事業者が、当該重要分野インフラ事業者やその重要インフラサービスのシステム・ネットワーク開発・保守運用等に関する外部事業者等との間で、次の点がいずれも確認できる場合<u>又は所管省庁から総務省に求めがあった場合</u>には、総務省に対して速やかに報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要インフラ分野事業者が所管省庁に対して重要インフラサービス障害等を報告したこと、<u>が公表されたこと</u> ●当該サービス障害の原因が自らの通信事故に関係すること

自然災害を原因とする通信事故等に関する報告制度の在り方

主な意見

- ① 利用者が3万人未満の事業者の中には、限られたスタッフで事業を行っているところもあることから、報告ルールを策定する際は、中小規模の事業者の運用状況を把握した上で、中小規模の事業者でも対応できる制度にしていただくことを要望します【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】

意見に対する考え方

利用者が3万人未満の電気通信事業者については、限られた人的資源で運用している中小規模の事業者の状況を踏まえ、災害発生時の速やかな報告を求ることとせず、特に必要と認められる場合を除き、従来どおり四半期報告による対応とする。

報告(案)の修正

原案	修正案
<p>具体的には、電気通信事業報告規則第7条の4に基づく「災害対策の報告」として、停電や伝送路の損壊への対策のための応急復旧機材の配備状況等に関する報告の対象となっている「事業用電気通信設備を設置する通信事業者（毎報告年度の最初の日において3万人以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）」については、大規模自然災害により重大事故が発生する可能性が高いことから、災対法に基づく報告と同様の被害状況等の報告の対象とする必要があると考えられる。また、利用者が3万人未満であっても、指定公共機関等に対して伝送路等の通信サービスを提供している通信事業者についても同様の対象とする必要がある。</p>	<p>具体的には、電気通信事業報告規則第7条の4に基づく「災害対策の報告」として、停電や伝送路の損壊への対策のための応急復旧機材の配備状況等に関する報告の対象となっている「事業用電気通信設備を設置する通信事業者（毎報告年度の最初の日において3万人以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）」については、大規模自然災害により重大事故が発生する可能性が高いことから、災対法に基づく報告と同様の被害状況等の報告の対象とする必要があると考えられる。また、利用者が3万人未満であっても、指定公共機関等に対して伝送路等の通信サービスを提供している通信事業者についても同様の対象とする必要があると <u>考えられるが、所管省庁から総務省に求めがあるなど、特に必要と認められる場合に限ることとする。</u></p>

サイバー攻撃を原因とする通信事故等に関する報告制度の在り方

主な意見

- ① サイバー攻撃を起因とする事象においては、その原因や影響の特定にかなりの時間を要する事から、「30日や60日」という期限を設けることなく「その時点で把握している内容を報告し、判明次第報告」といった「より柔軟な対応」をご検討いただければと存じます。仮に一定の期限を設ける場合は、「原因や影響を特定できた時点から」等、どの時点からの期限かを明確にする等、今後の具体的な検討の際にご考慮願います。**【東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)】**
- ② ご指摘の通り、サイバー攻撃による障害は、原因究明が困難であることが想定されるため、事業者が報告の要否を判断出来るよう、報告が必要な事象が明確化されることを要望します。**【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】**

サイバー攻撃を原因とする通信事故等に関する報告制度の在り方

意見に対する考え方

事故等の判明から30日以内に、その時点で判明している情報について報告を行い、それ以外の情報については判明次第報告を行う等の柔軟な期限設定とする。

報告(案)の修正

原案	修正案
<p>他方、通信事故やインシデントの発生原因として、それがサイバー攻撃か否かは容易に確認できない場合がある。例えば、何か不審な通信があっただけではサイバー攻撃かどうか、同攻撃があったとして情報の漏えいかどうかの確認には時間がかかる場合がある。そのため、重大事故や重大インシデントの場合における詳細報告の期限に関し、事故等の<u>発生から30日以内の報告が難しい場合については</u>、柔軟な期限設定とすることが適当である。</p>	<p>他方、通信事故やインシデントの発生原因として、それがサイバー攻撃か否かは容易に確認できない場合がある。例えば、何か不審な通信があっただけではサイバー攻撃かどうか、同攻撃があったとして情報の漏えいかどうかの確認には時間がかかる場合がある。そのため、重大事故や重大インシデントの場合における詳細報告の期限に関し、事故等の<u>発生が判明した時点から30日以内に、その時点で判明している情報について報告を行い、それ以外の情報については判明次第報告を行う等</u>、柔軟な期限設定とすることが適当である。</p>